

# 審 査 基 準

基準の名称	員外利用許可基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
消費生活協同組合法	12-4	組合員以外が事業を利用する場合の許可
基準の内容		
<p>消費生活協同組合法第12条第4項の規定に基づく員外利用の許可基準を、次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 員外利用の許可は、組合員の利用を妨げない限度においてなされるものであること。</li> <li>2 組合が山間僻地にあり、その附近に類似の物品を供給する一般商店が少ないため、組合員以外の者に、日常生活に必要な物資を供給するとき。</li> <li>3 組合が左に掲げる事業を営む場合において、組合員以外の者に、当該事業を利用せしめるとき。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所経営</li> <li>(2) 医療施設経営（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法又は日雇労働者健康保険法に基づく被保険者（その被扶養者を含む。）、生活保護法に基づく医療扶助を受ける者及び緊急を要する一般受診者のみに利用せしめる場合であって、その地域における医療施設の普及が十分でなく受診が不便である場合に限る。）</li> <li>(3) 電気、ガス又は水道施設経営</li> </ol> </li> <li>4 生活保護法に基づく被保護者であって、当該組合が、組合員に準じて取扱う旨の証票を交付した者にその事業を利用せしめるとき。</li> <li>5 昭和29年事業年度終了の日までの間に限り、当該組合に6月以内に加入することを予約した者に対して、その事業を利用せしめるとき。</li> <li>6 他の消費生活協同組合又は同連合会に、その有する物品を供給するとき。</li> <li>7 組合が、煙草又は米穀の販売業を営む場合において、その購入を求める者に供給するとき。</li> <li>8 次の場合には、員外利用の許可をすることができる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職域組合の組合員資格を有しない者であって、次に掲げる者に事業を利用させるとき。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 社外工、組夫、他からの派遣職員等のように当該職域の利用者と雇用関係にはないが、当該職域において就業している者</li> <li>イ 退職後、一定期間引き継ぎ事業を利用させることが適当と認められる者</li> </ol> </li> <li>(2) 本来、組合員資格を有すると否とにかかわらず、臨時雇、日々雇用の者、試用期間中の者等条件付き又は期限付きで雇用されている者に事業を利用させるとき。</li> <li>(3) 山間へき地ではないが、局長通知2と同様の事情にある場合において、組合員資格を有しない者に当該事業を利用させるとき。</li> <li>(4) 専売品、統制品等であって、組合がその取扱い者としての指定等を受けるために員外利用が許可されることが条件となっているものについて、その指定等を受けようとするとき。</li> <li>(5) 医療事業のように、他の法令において、組合員以外の者についてもその事業を利用させることが定められているとき。</li> <li>(6) 地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等の緊急時において、一時的に生活物資の供給に円滑を欠く場合に、消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。）が地方自治体との協定に基づき、住民の生活安定のため生活物資を供給することとされたとき。</li> </ol> </li> <li>9 員外利用を許可する場合における当該組合の員外利用の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額のおおむね5分の1をこえないものであること。但し、8の(4)、(5)及び(6)の場合は、この限りでない。</li> <li>10 6における許可については、次のように取扱う。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下同じ。）が他の消費生活協同組合（連合会にあっては会員以外の消費生活協同組合。以下同じ。）に物品の供給を行う場合には、消費生活協同組合法上、員外利用にあたるため、取引ごとに員外利用許可が必要であると解されてきたところであるが、今後は、複数の他の消費生活協同組合と取引を行う必要</li> </ol> </li> </ol>		

のある場合等については、取引ごとではなく、供給高の一定分量までは他の消費生活協同組合に物品を供給できる旨の包括的な許可を行うこともできる。

(2) 上記の供給高の一定分量とは、組合員（連合会にあっては会員。）への供給高の5分の1とする。

なお、上記の供給高は、各事業年度ごとの供給高によって判定するものとする。

(3) 消費生活協同組合が(1)の許可を受ける場合には、その旨を総（代）会に報告させるものとする。

(4) その他

① 許可を行う場合には、員外利用に関する消費生活協同組合法の規定に留意する。

② 許可を受けた消費生活協同組合には、他の消費生活協同組合に対して供給した物品の供給高を各事業年度末に事業報告書の中に記載させる。

なお、同消費生活協同組合が、(2)の供給高の一定分量を超えて他の消費生活協同組合に対し、物品の供給を行っていることが判明した場合には、一定分量以内となるよう指導する。

11 次の(1)の事業については、事業の実施主体又は実施施設として老人保健福祉担当部局、介護保険担当部局又は障害保健福祉担当部局が適当と認める場合、(2)の事業については、医療保険担当部局が適当と認める場合に限り、員外利用の許可をして差し支えないものとする。

(1) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法及び介護保険法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業であって、組合員以外の者の利用を認めることにより、事業実施のための指定、委託又は許可のいずれかを受けることができることとなるもの並びに国又は地方公共団体から役務の提供に要する費用の全部若しくは一部の支払を受けて行う保健福祉に関する事業

(2) 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく訪問看護事業

12 11の事業については、組合員以外の者も事業の利用分量について特段の制限を行わないものとするが、組合は組合員の相互扶助組織であり、組合の事業は組合員のために行うものであることを基本として運営すること。

13 員外利用の許可に当たっては、組合が行う他の事業運営に支障を来すことのないよう総合的に検討した上で、これを許可するものとする。

14 組合が11の事業を実施するに当たっては、次の点に十分留意させ、組合の総（代）会における議決により、定款（事業及び事業品目等）に規定した上で実施させるものとする。

(1) 事業の実施に当たっては、事前に組合員を中心としたニーズを十分に把握するとともに、実施する事業の種類、内容、規模、場所、組合による財政的補完の有無、その他資金計画等について慎重に検討し、その内容について組合員に対し十分に説明すること。

(2) 老人デイサービス運営事業等のように、実施主体が市町村（特別区を含む。）で、その事業運営の一部を組合が受託する場合においては、利用対象者が当該地域住民に制限されることに留意すること。

(3) 事業の実施後においても、組合が行う他の事業に支障を来すことのないよう、安定的かつ継続的な事業運営の確保に努めること。

(4) 事業の確実な実施を図るため、必要な人材の確保・育成等に配慮するとともに都道府県及び市町村の老人保健福祉担当部局、介護保険担当部局、医療保険担当部局又は障害保健福祉担当部局との連携に努めること。

(5) 11の事業のうち、福祉用具の販売については、生協法第12条第4項に鑑み、地元中小小売商と調和のとれた事業となるように努めること。

(6) 11の事業とそれ以外の事業の経理とは明確に区分して経理すること。

(7) 11の事業から剰余金が生じた場合といえども出資金又は利用分量に応じた割戻しは自粛すること。

#### <必要書類>

許可申請書（任意様式）に「事業の種類」「組合の組合員及び会員以外のものに事業を利用させる理由」「組合員の事業の利用方法及び利用程度」「組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度」「周辺地域の中小小売業への影響把握等」を記載した書面

#### <提出時期>

員外利用発生の事実が確認されたとき、速やかに